

令和8年

4月1日
施行

知って
いますか?

自転車の違反に

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

青切符導入!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

携帯電話の使用等(保持)



12,000円